第48回新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事要旨

日時:令和3年10月22日(金) 午後1時30分 ~ 午後2時30分

場所: 庁議室

1 開 会

2 議 題

- (1)段階的緩和措置等終了に係る市の対応(イベント等の開催・公共施設の開館等)について
 - ◎保健医療課長
 - ・埼玉県は特措法第24条第9項等に基づき、令和3年10月1日(金)から24日(日)まで、段階的緩和措置等を実施している。
 - ・感染状況が落ち着いていることから、「イベント等の開催」に係る要請等を除き、令和3年10 月24日(日)をもって段階的緩和措置等が終了する。
 - ・令和3年10月25日(月)以降は、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、県民、 事業者、飲食店へ協力の依頼がある。
 - ・主な内容は以下のとおり。ただし、「イベント等の開催制限」については、令和3年10月30日(土)まで継続となる。
 - 県民へのお願い【一部抜粋】
 - ・「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底等
 - 事業者(施設管理者等を含む。)へのお願い
 - ・これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、徹底した感染防止対策を講じること 等
 - 飲食店等へのお願い
 - ・人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい 生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること 等
 - イベント等の開催制限【令和3年10月30日(土)まで継続】

【人数上限】 「5,000 人」又は「収容定員の 50% (かつ 10,000 人以下であること)」のいずれか大きい方

【収容率】・大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの :収容定員の「100%」

- ・大声での歓声・声援があることが想定されるもの :収容定員の「50%」
- ⇒「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とする。

※ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。

	施設の収容定員			
	5,000 人以下	5,001~10,000 人	10,001~20,000 人	20,001 人以上
大声なし	収容定員まで	5,000 人まで	収容定員の半分まで	10,000 人まで
大声あり	収容定員の半分まで			10,000 人まで

【営業時間】午後9時まで(無観客の場合を除く。)

【酒類提供】終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと) 等

- ◆令和3年10月25日(月)以降の市の対応
 - ・イベント等の開催及び公共施設の開館等について、次のとおり対応を行う予定。
 - ○イベント等の開催 ⇒ 徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。
 - ○公共施設の開館 ⇒ 通常の開館時間とする。(※ただし、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、感染防止対策の徹底を条件に開館する。)
 - ・その他、所管部署により適切な感染予防対策を講じる。

(2)各部等の対応について

主に以下のとおり。その他、各部の所管施設等において、適切な感染予防対策を講じ、対応を 行う。

◎健康推進部次長

- ・ミューズを例に説明する。
- ・イベント等の開催について、令和3年10月30日(土)までは、ミューズの収容人数は最大 2,000人のため、大声なしのイベントであれば最大まで収容可能だが、大声ありの場合は半分の 1,000人まで収容可能となる。
- ・酒類の提供について、飲食店等への制限は解除されるので、ミューズ内にあるレストランにおける酒類の提供は可能だが、令和3年10月30日(土)まではコンサートホールでの提供は不可。

◎市民部長

- ・まちづくりセンターその他公共施設は通常通りの開館時間とする。
- ・まちづくりセンターのホールは、一定の換気性能を備えており会議室等と区別して定員の設定をしている。会議室等は、これまで50%程度の定員としていたが、見直しを検討している。

◎福祉部長

- ・高齢者施設については定員まで利用可とする。カラオケは10月30日(土)まで中止し利用開始に向けた準備を行う。浴場施設の再開については様子を見ながら検討していきたい。
- ・所沢サン・アビリティーズについては定員まで利用可とし、通常の開館時間(午後10時まで)とする。カラオケは10月30日(土)まで中止し利用開始に向けた準備を行う。

◎建設部次長(代理)

- ・所沢カルチャーパークのキャンプ場及びデイキャンプ場は、宿泊を除き再開する。再開にあたり、人と人との間隔を十分に空けてもらう等、感染防止対策の徹底をお願いしていく。
- ・他の公園においても、これまで休止としてきたイベントでの利用を再開していく。

◎学校教育部長

・中学校の部活動については、部活動マニュアルの通りの運営とし、対外試合も可。 (平日の活動は週4日以内2時間程度、十日の活動は3時間程度)

◎総務部長

・飲食に対する制限(会食の人数、120分まで等)がなくなるが、感染拡大防止のために基本的な感染防止対策の徹底と、都道府県間の移動に際して大人数での会食を控えるなど、改めて周知したい。

(3)新型コロナウイルスワクチン接種について

- ◎保健センター健康管理課長
 - ・新型コロナワクチン接種等について、以下のとおり報告する。

【接種状況(所沢市ホームページ10月18日更新より)】

- \bigcirc 6 5 歳以上 ⇒ 1 回目 87,071 人 (89.2%) 2 回目 85,955 人 (88.1%)
- ○65歳未満 ⇒ 1回目 162,008人 (76.1%) 2回目 130,298人 (61.2%)
- ○全体 ⇒ 1回目 249,079人 (80.2%) 2回目 216,253人 (69.7%)

【予約状況について】

- ・現在は予約が取りやすい状況
- ・今後は、インフルエンザの流行に備え、ワクチンの各協力医療機関も、インフルエンザワクチン 対応へシフトしていき、新型コロナウイルスワクチンの接種医療機関が減少するため、接種希望者 は早めに予約し、接種を終えるよう周知している。

【3回目接種について】

- ・12月から医療従事者、来年2月から高齢者の接種を開始する予定で準備を進めている。
- ・個別接種と集団接種で行う予定。

【感染症対策について】

・11月から12月にかけて感染症の拡大が懸念されることから、ワクチン接種の有無に関わらず、引き続き正しいマスクの着用、手指消毒、三密の回避等、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたい。

(4) その他

- ◎保健医療課長
- ・埼玉県と市町村が連携して行う新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援について、以下のとおり報告する。

(1) 概要

- ・埼玉県が保有する自宅療養者の個人情報(氏名・住所・連絡先・診断年月日や発症年月日等)の提供を受け、県と連携し、自宅療養者の支援を実施するもの
- ・個人情報の提供にあたり、埼玉県と覚書を締結(締結日:令和3年10月27日(水))
- (2) 実施事業について
 - ・自宅療養者への食糧支援、パルスオキシメーターの貸与を引き続き行う。
- (3) 他市町村の実施状況
 - ・(10月21日時点)51市町村が覚書を締結(狭山保健所管内5市は全て締結)
- (4) 今後の対応
 - ・覚書締結後の周知方法や具体的な運用については関係所属間で調整中。

◎危機管理監

- ・食糧支援について、令和3年10月22日時点で自宅療養者から10件の申出があり、26セットの食糧を配送した。
 - ・しばらくは現在市が保管する在庫で対応可能だが、覚書締結後の具体的な対応については今後検討していく。

◎所沢中央消防署参事

- ・(令和3年10月21日時点)10月の管内救急出場件数は1,997件(うち、新型コロナウイルス感染症による陽性者搬送は4件)
- ・(令和3年10月21日時点)10月の所沢市の救急出場件数は877件(うち、新型コロナウイルス 感染症による陽性者搬送は2件)
- ・所沢市の新型コロナウイルス感染症による出場件数は8月が185件、9月が38件となり、一気に減少している。また、10月は不搬送事案もなし。

◎健康推進部長

- ・8月~9月の感染拡大ピーク時は保健所の業務がひつ迫し、市の職員が感染した時は、保健 所から市が濃厚接触者等の調査を実施するよう依頼があった。感染状況が落ち着いた現在は 保健所の機能は回復しているが、次の感染拡大に備え、同様の対応をお願いされている。
- ・新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援については、県から市へ提供される自宅療養者 の個人情報をどう活用していくか具体的な検討が必要である。

◆次回会議予定 未定

3 閉 会